

令和6年第2回定例会

## 吾妻環境施設組合議会会議録

令和6年8月27日 開会

令和6年8月27日 閉会

吾妻環境施設組合議会

## 令和6年吾妻環境施設組合議会第2回定例会会議録目次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○開会宣言	3
○管理者挨拶	3
○開議宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○認定第1号の上程、説明、監査報告、質疑、討論、認定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の 上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉会宣言	14
○署名議員	15

## 議 事 日 程 (第1号)

令和6年8月27日(火) 午後1時50分開会

- 第1 会議録署名議員の指名            3番 萩原 睦男        4番 黒岩 巧
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 令和5年度吾妻環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第1号 令和6年度吾妻環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第2号 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会設置条例について
- 第6 議案第3号 吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第4号 吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 第8 議案第5号 吾妻環境施設組合事業者選定委員会設置条例について

## 本日の会議に付した事件

日程第8まで

### 出席議員(10名)

1 番 外 丸 茂 樹 君	2 番 安 原 賢 一 君
3 番 萩 原 睦 男 君	4 番 黒 岩 巧 君
5 番 熊 川 栄 君	6 番 佐 藤 鈴 江 君
7 番 黒 岩 信 忠 君	8 番 宮 崎 謹 一 君
9 番 後 藤 幸 三 君	10 番 山 口 英 司 君

### 欠席議員(2名)

11 番 佐 藤 聡 一 君	12 番 里 見 武 男 君
----------------	----------------

### 地方自治法121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	中 澤 恒 喜 君
副 管 理 者	石 村 文 明 君
会 計 管 理 者	関 和 夫 君
事 務 局 長	蜂 須 賀 徹 君

### 職務のために出席した者

奥 木 明 彦
宮 崎 剛
黒 岩 亨
茂 木 秀 兵

## ◎開会宣言

### ○議長（外丸茂樹君）

皆さん、こんにちは

本日は、吾妻環境施設組合議会令和6年第2回定例会にご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

本日は議員定数12名中10名の出席でございます。

11番、佐藤聡一議員。12番、里見武男議員につきましては、欠席届が出ております。

定数に達しておりますので、ただ今より吾妻環境施設組合令和6年第2回定例会を開会いたします。

---

## ◎管理者挨拶

### ○議長（外丸茂樹君）

それでは開会にあたり、管理者よりご挨拶をお願い致します。

中澤管理者。

### ○管理者（中澤恒喜君）

令和6年第2回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、ご多用のところ、出席を賜り、御礼を申し上げます。

本組合事業であります、新施設建設の第一条件である国有地の取得について、6月25日に売買代金を支払い、7月24日に所有権移転登記まで完了したことをご報告いたします。

また、7月22日には建設地の地元「大柏木地区」の対策委員会総会へ事務局員がお邪魔し、今後の事業スケジュール等をお繋ぎして参りました。

いよいよ本格的な施設建設準備に取り組んでいきますが、本定例会では、令和5年度歳入歳出決算認定をお願いするとともに、立ち上げ予定の住民代表も交えた諮問機関の関連経費を含む一般会計補正予算、これに関連する条例の制定と一部改正をご提案いたします。

慎重なご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開議宣告

○議長（外丸茂樹君）

ありがとうございました。

それでは議事日程に従いまして進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（外丸茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番、萩原睦男議員、4番、黒岩巧議員の両氏を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（外丸茂樹君）

日程第2、会期の決定でございますが、本日1日限りということでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（外丸茂樹君）

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定をいたしました。

---

◎認定第1号の上程、説明、監査報告、質疑、討論、認定

日程第3、認定第1号、令和5年度吾妻環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。管理者から提案理由の説明をお願いいたします。

中澤管理者。

### ○管理者（中澤恒喜君）

認定第1号 令和5年度吾妻環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額1億5,585万1,842円、歳出総額3,658万6,872円、歳入歳出差引額1億1,926万5,128円となりました。

差引額のうち、繰越明許費が1億1,550万円で、実質収支額は、376万4,970円となり、これを翌年度に繰り越しています。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせますので、ご審議をいただきまして、ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### ○議長（外丸茂樹君）

事務局より補足の説明をお願いいたします。

事務局長

### ○事務局長（蜂須賀徹君）

それでは、認定第1号について詳細説明をさせていただきます。

始めに歳入明細について説明します。決算書3ページをお願いいたします。

1款 分担金及び負担金は、1億4,338万7,000円で構成町村さんからの負担金でございます。

2款 国庫支出金は、350万円で環境省の循環型社会形成推進交付金から計画支援事業分が交付されました。3款 繰越金は、896万3,863円で前年度繰越金でございます。4款 諸収入は、979円で組合預金利子でございます。

以上、歳入合計が、1億5,585万1,842円となりました。

次に歳出明細についてご説明いたします。決算書4ページをお願いします。

1款 議会費は、7,920円で郵便等切手代となります。2款 総務費 1項 総務管理費でございます。一般管理費といたしまして、10節 需用費が11万9,827円で消耗品費、11節 役務費が3,700円、12節 委託料が東吾妻町への事務委託料として兼務職員の人件費相当額2,251万4,000円、吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基本計画策定業務委託の前払いとしまして金210万円、組合事務に係る技術支援業務委託として180万700円、国有地取得に係る不動産鑑定業務委託74万8,000円、例規整備に係るサポートシステム業務委託66万円で合計が2,782万2,700円となりますが、翌年度へ1,290万円を繰越いたします。13節 使用料及び賃借料が組合事務室の複合機リース料14万140円、14節 工事請負費としまして組合事務室の出入口ドアの錠の工事で5万5,0

00円、18節 非常勤職員公務災害負担金が6,960円で会計年度任用職員1名の組合負担金となります。

以上、総務管理費の合計は、2,814万8,327円となります。

続いて、2項 監査委員費でございますが、1節 報酬が3万円、8節 旅費が費用弁償として625円、合計が3万625円となりますので、2款 総務費の合計は、2,817万8,952円となりました。

次に5ページの3款 衛生費 1項 清掃費でございますが、ごみ処理施設建設費として、12節 委託料が建設予定地周辺の生活環境影響調査委託の前払い金として840万円、残りの6,250万円及び16節 公有財産購入費の全額4,010万円を翌年度へ繰越いたします。

以上、歳出合計は、3,658万6,872円で、翌年度への繰越額合計は1億1,550万円でございます。

最後に6ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

実質収支額でございますが、376万4,970円となりました。

以上、決算書につきましての詳細説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（外丸茂樹君）

ここで監査委員から監査報告をお願いいたします。

（監査委員 剣持伊佐男君 登壇）

#### ○監査委員（剣持伊佐男君）

令和5年度の監査報告をさせていただきます。

去る7月22日午後3時より、宮崎監査委員とともに、令和5年度歳入歳出決算及び証書類の審査を行いました。

審査の方法といたしましては、決算の計数は正確であるか。予算の執行は議決の趣旨にのっとり、適正かつ効率的に執行されているか。会計経理は関係法規に適合して処理されているか。財産の取得処分及び管理は適正に行われているか。事業の執行は適切に実施されているかの諸点に主眼を置き、決算書、関係諸帳簿その他証拠書類等を照合するとともに、必要な書類の提出を求め、関係職員の説明を聴取いたしました。

審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別紙決算書に基づいて審査し、会計書類、証書類と照合等を行った結果、別紙決算書は関係法令に準拠して正確に処理されており、計数は正確であり



ました。予算の執行状況については、概ね適正かつ効率的な執行が行われているものと認められ、会計経理事務や財産に関する事務についても適正に処理されておりました。また、事業の執行状況につきましても、概ね適切に実施されており、以上の結果から、非違の点は認められませんでした。

決算の状況につきましては、事務局より詳細な説明がありましたので省略をさせていただきます。

なお、今後についてであります。通帳別残高と決算書との突合をわかりやすく工夫して欲しい旨の指摘をいたしましたので、ご検討の上、善処されますよう要望いたします。

令和6年7月22日 吾妻環境施設組合監査委員 剣持伊佐男、同じく宮崎謹一。以上です。

○議長（外丸茂樹君）

それでは説明と監査報告が終わりましたので、ここで質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（外丸茂樹君）

質疑も無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。討論を行います。討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（外丸茂樹君）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は認定することに決定いたしました。

---

○議長（外丸茂樹君）

ここで決算認定が終了しましたので、暫時休憩とします。

（午後2時3分）

---

○議長（外丸茂樹君）

それでは再開いたします。

（午後2時4分）

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（外丸茂樹君）

日程第4、議案第1号 令和6年度吾妻環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

管理者から説明をお願いします。

中澤管理者

○管理者（中澤恒喜君）

議案第1号 令和6年度吾妻環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ137万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,816万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（外丸茂樹君）

続きまして、事務局より補足の説明があればお願いします。

事務局長。

○事務局長（蜂須賀徹君）

議案第1号 令和6年度一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお願いします。第1表ですが、歳入歳出それぞれ137万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,818万6,000円とするものでございます。続きまして予算書2ページをご覧下さい。事項別明細書の総括表、歳入予算でございますが、4款 繰越金に前年度からの繰越

金137万5,000円の補正でございます。

歳出予算の明細につきましては4ページをご覧ください。2款1項の一般管理費でございますが、1節報酬費及び8節旅費につきまして、これから管理者の諮問機関である2つの委員会を招集するにあたり、開催回数や学識経験者を招聘すること等を考慮した費用の追加と外部委員の参加も想定した県外先進地視察に対応する予算の追加のお願いでございます。10節需用費は食糧費として視察先への手土産代と委員会のお茶代などを見込ませていただきました。また、11節役務費は郵便料金の改定に伴う増額、12節委託料は例規システムを維持管理する費用の追加となっております。13節使用料及び賃借料は県外先進地視察に係る有料道路使用料の追加でございます。最後に、18節負担金補助及び交付金は9万円として、東京都文京区所在の公益社団法人全国都市清掃会議に正会員として当一部事務組合が申込みたく、入会金と人口規模に応じた年会費の補正をお願いするものです。この団体の目的は、廃棄物処理事業を実施する全国市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進等に役立てていくことです。また、入会を前提として清掃事業に関して専門的な知見を有する識者の方を市区町村等が設置する委員会などに派遣していただきますので、当組合についてもお願いをしたいと考えております。

以上、歳出予算合計で137万5,000円の追加をお願いするものです。

よろしくお願いたします。

○議長（外丸茂樹君）

それでは説明が終わりましたのでここで質疑に入ります。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（外丸茂樹君）

質疑も無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。討論を行います。討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（外丸茂樹君）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は可決されました。

◎議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（外丸茂樹君）

日程第5、議案第2号 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会設置条例について、日程第6、議案第3号 吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第4号 吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、日程第8、議案第5号、吾妻環境施設組合事業者選定委員会設置条例についての4件を一括議題といたします。

管理者から説明をお願いします。

中澤管理者。

○管理者（中澤恒喜君）

議案第2号 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。一般廃棄物処理施設の基本計画の内容を調査検討するために、施設整備検討委員会設置について定めるものです。

議案第3号 吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。こちらは、学識経験を有する者の報酬について、追加して定めるものでございます。

議案第4号 吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。一般廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的として定めるものでございます。

議案第5号 吾妻環境施設組合事業者選定委員会設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。一般廃棄物処理施設の建設等に係る発注の仕様作成や事業者の選定のために、事業者選定委員会設置について定めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいます

よう、よろしく願いいたします。

---

○議長（外丸茂樹君）

続きまして、事務局より補足の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（蜂須賀徹君）

議案第2号 吾妻環境施設組合 施設整備検討委員会設置条例の説明をさせていただきます。

資料1ページ、2ページをご確認ください。この委員会は、地方自治法第292条において準用する138条の4第3項の規定に基づき、管理者の附属機関として吾妻郡一般廃棄物処理施設整備事業の総合的かつ計画的な実施を推進するために設置するものです。具体的には、管理者の諮問に応じ、現在策定中のごみ処理施設建設に関する基本計画の案について、特に重要となる施設の規模設定や機能、施工方法、財源計画などについて審議し、その結果を答申します。

また、同じく策定中の生活環境影響調査の結果報告書についても建設予定地周辺の生活環境保全上の見地からご意見等をいただきたいと考えております。第3条には本委員会の組織に係る規定がありますが、委員18人以内で組織し、住民代表や学識経験者などで構成していきます。なお、任期は第4条に規定しますが、委員は委嘱された日から整備検討が完了したと管理者が認めるときまでとしました。現時点で会議運営の考え方は今年度末までの予定ですが、場合によって令和7年度から策定予定の災害廃棄物処理計画まで継続してご審議をお願いすることも想定しております。

次に、議案第3号 吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。資料1ページ、2ページをご確認ください。本年2月にあらかじめ改正した報酬の額を定める別表について、さらに一部の改正をお願いするものであります。これは、施設整備検討委員及び事業者選定委員について、学識経験を有する方の日額は20,000円にしたいという改正案です。この額につきましては、他の一部事務組合等の例も参照しながら設定した額でございますが、具体的にはごみ処理施設に関して専門的な知見を有する方や環境関係に詳しい大学教授、弁護士の方などを想定しております。

続いて、議案第4号 吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の説明をさせていただきます。資料1ページ、2ページ、3ページをご確認ください。この条例は、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る都道府県知事への届出に添付が必要な生活環境影響調査報告書について、条例で定めるところにより、その書類を公衆の縦覧に供し、施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与する必要があることから整備しなければならないものです。なお、新施設の建設にあたって、具体的な縦覧の期間は今のところ年明け1月中を目途に準備を進めておりますが、縦覧にあたっては関係町村に事務の協力をお願いすることがあるかと思いません。

また、本年中に当組合専用ホームページの構築準備を進めておりますので、インターネットも活用した縦覧のお知らせを新施設整備に係る基本計画(案)のパブリックコメントと併せて、郡民の皆さんに広く公表・意見募集していく予定でございます。

最後に、議案第5号 吾妻環境施設組合事業者選定委員会設置条例の説明をさせていただきます。資料1ページ、2ページをご確認ください。この委員会は、議案第2号の施設整備検討委員会と同様に管理者の附属機関として、吾妻郡一般廃棄物処理施設整備事業に係る事業者の選定を公平かつ適正におこなうために設置するものです。具体的には、管理者の諮問に応じ、施設の建設に係る発注仕様書の内容及び事業者選定に係る評価基準書の内容を審議し、契約相手方となる候補者の選定審査も行い、その結果を答申していただきたいと考えております。第3条には本委員会の組織に係る規定がありますが、委員8人以内で組織し、弁護士の方や施設整備検討委員会の委員の代表などで構成することを考えております。なお、任期は第4条に規定しますが、委員は委嘱された日から事業者の選定が完了したと管理者が認めたときまでとしました。会議運営の具体化はこれからとなりますが、審議期間の長期化が見込まれ、本年度末から令和8年度上半期中までご審議をお願いすることを想定しております。

以上、議案第2号から議案第5号まで一括して説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（外丸茂樹君）

それでは説明が終わりましたのでここで質疑に入ります。質疑はございませんか。

○議長（外丸茂樹君）

質疑も無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（外丸茂樹君）

討論なしと認めます。

最初に、議案第2号 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会設置条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は可決いたしました。

次に、議案第3号 吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は可決されました。

次に、議案第4号 吾妻環境施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は可決されました。

次に、議案第5号 吾妻環境施設組合事業者選定委員会設置条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（外丸茂樹君）

起立全員。したがって本件は可決されました。

---

○議長（外丸茂樹君）

以上で、本定例会に付議された案件は議了しました。

お諮りいたします。議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

それにご異議ございませんか。

（意義なしの声）

○議長（外丸茂樹君）

異議なしと認めます。

---

◎閉会宣言

○議長（外丸茂樹君）

これをもちまして、全議案が終了しましたので、本日の会議を閉じます。

皆様ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

（閉会 午後2時24分）

---



地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和6年8月29日

吾妻環境施設組合議会議長 外丸 茂 樹

署名議員 萩原 睦 男

署名議員 黒岩 巧